

令和 2 年 6 月 18 日現在

機関番号：12603

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17H02490

研究課題名(和文) 国際立憲主義・安全保障から見たパートナーシップ平和活動の意義

研究課題名(英文) The examination of partnership peace operations from the perspective of international constitutionalism and security

研究代表者

篠田 英朗 (SHINODA, HIDEAKI)

東京外国語大学・大学院総合国際学研究院・教授

研究者番号：60314712

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 5,320,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、パートナーシップ平和活動という国連と地域・準地域組織の間の国際平和活動における協働関係の高まりを意味する最近の現象が内包する性格を探求した。現代世界におけるパートナーシップ平和活動の全体像を整理する作業を行いつつ、この現象が国際平和活動の最近の傾向を反映したものであることを、国際立憲主義や安全保障の観点から、明らかにした。その過程で、パートナーシップ平和活動が、既存の国際秩序から逸脱するものではなく、むしろ国連憲章が標榜する国際安全保障システムの発展の一形態だと考えるべきものであることを示した。研究対象としてはパートナーシップ平和活動の主要な展開地域であるアフリカに焦点をあてた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義としては、発生していることが確認されていても、必ずしも学術的な検討がなされてきていない国際平和活動のパートナーシップ現象について、初めて体系的な整理と分析を行ったことである。研究の結果、パートナーシップ国際平和活動が、国連憲章体制からの逸脱や例外ではなく、その発展であることが明らかになった。またパートナー平和活動の背景に、対テロ戦争という国際安全保障面での要素のみならず、国際立憲主義という規範構造面の要素が大きく関わっていることも示された。日本は国際平和の面における国際貢献を追及してきており、国際平和活動の最新動向を把握し続けていくことの意義は大きい。

研究成果の概要(英文)：This research has been intended to explore the implications of the recent phenomenon of “partnership peace operations”, the collaboration between the United Nations and regional and sub-regional organizations in the field of peace operations. While providing the overall picture of partnership peace operations in the contemporary world, this research has shown that the phenomenon is a reflection of recent trends of international peace operations. The research also illustrated that the phenomenon is not a deviation from international order, but a development of the international security system envisaged in the Charter of the United Nations. The research selected Africa as a main focus area as it is the region where partnership peace operations are most active.

研究分野：平和構築(国際関係学)

キーワード：パートナーシップ平和活動 国際安全保障 国際立憲主義 アフリカ 平和維持 平和構築 国連憲章体制 地域機構

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

2010年代に入って世界の武力紛争数は急激に増加した。紛争解決にあたる国際平和活動は、伝統的には国連平和維持活動(PKO)によって担われてきたが、国連PKOの派遣要員数は史上最大規模の12万人を超えた水準が数年にわたって継続されており、これ以上の活動範囲の拡大は現実的ではないとみなされている。そこで重要性を高めているのが、国連が様々な(準)地域機構と協力して平和活動を行う「パートナーシップ」方式である。近年の国連PKOはアフリカ大陸を中心に展開しているが、そこでAU(アフリカ連合)だけでなく、ECOWAS(西アフリカ諸国経済共同体)、IGAD(政府間開発機構)、SADC(南部アフリカ開発共同体)などの準地域機構が、活発な平和活動を行い、国連とも連携している。背景には、AUが「アフリカ平和安全保障アーキテクチャー」を設定し、アフリカ大陸内の準地域機構を体系的に位置づける形で、危機対応能力を高めようとして来ていることがある。またそこにEU(ヨーロッパ連合)が、独自の介入行動、能力制度構築支援、資金提供を通じて、積極的な支援を提供し、パートナーシップのすそ野を広げていることも大きい。2015年4月の国連事務総長報告書(S/2015/229)では、「われわれはパートナーシップ平和維持の時代に突入した」との宣言がなされ、「多様な多国家組織の間の緊密な協力」が「それぞれの組織の基準となり、一つの本質的な要素となっている」ことが強調された。同年の国連70周年にあわせて作成された「平和活動に関する国連ハイレベル独立パネル」報告書においても、「パートナーシップ」が大きな指針の一つとして特筆された。すでにパートナーシップが現代の国際平和活動の一つの大きな特徴であることについて広範な認識があるわけである。ただし学界においても、実務家間においても、パートナーシップをめぐる調査研究が十分に深まっているとは言えない。その理由の一つは、実際のパートナーシップの形態が多様であることである。UNAMID(国連アフリカ連合ダルフル派遣団)は国連とAUの「ハイブリッド」な共同組織体として運営されてきている。UNMISS(国連南スーダン派遣団)では、停戦監視をするIGADの機能がPKO組織の中に組み込まれている。ソマリアに関しては、むしろAMISOM(アフリカ連合ソマリア・ミッション)が中心的な役割を果たし、国連がUNSOS(国連ソマリア支援事務所)を通じた支援を提供する形がとられてきている。個々の事例それぞれに特有の複雑さがあり、一つとして同じ形態がないのは、個々の事例の実情に応じてパートナーシップのあり方が見定められているからだ。学界における先行研究では、こうした複雑な事例の存在をふまえた上で、個々の組織に着目する手法が主にとられてきた。こうした情勢の中、あらためて求められるのは、個々のパートナーシップ平和活動の特徴を捉えた上で、一つの事例に拘泥することなく、パートナーシップの総合的な傾向や類型の分析へとつなげていく研究である。具体的な事例の特徴や相違をできる限り詳細に把握しつつ、鳥瞰的な政策的背景も視野に入れていかなければならない。そのため本研究では、事例分析と同時に、全般的な政策立案を行っている関係諸組織の本部機構に対する調査も行うのである。

2. 研究の目的

本研究では、「国際立憲主義から見たパートナーシップ平和活動の意義」を明らかにする。「国際立憲主義」の観点から、アフリカを中心として展開する近年の国際平和活動の特徴である国連と地域組織間の「パートナーシップ」の発展が持つ意味を分析した上で、国際社会全体の安全保障体制におけるパートナーシップ平和活動の意味を解明する。つまり以下の三つである。第一に、パートナーシップ平和活動の実態を明確化する。第二に、パートナーシップ平和活動が、国際立憲主義と呼ぶべき国際的な規範構造の中で体系的に運用されるものであることをアフリカの文脈で分析する。第三に、対テロ戦争の時代の地域的格差の甚大な国際安全保障の問題に対して、安全保障政策としてのパートナーシップ平和活動に付与されている意味を解明する。

ただし組織的な政策立案を事例に即し、あるいは本部立案機能に即して理解しても、国際社会全般におけるパートナーシップ平和活動の基盤を捉える視点がなくては、依然として視野の狭い研究にとどまるだろう。本研究では、パートナーシップ平和活動が、アフリカ地域において盛んである一方で、他の地域においてはほとんど事例が見られないことに着目する。そしてパートナーシップ平和活動の背景に、複数の組織に共有される中核的価値規範の存在があるという仮説を立て、その検証を行う。そこで本研究では「国際立憲主義」という概念で総覧することができるグローバルな価値規範の共有性をめぐる学術的議論を参照し、パートナーシップ平和活動には、規範的な共通基盤が不可欠であることを論じる。

ただし国際立憲主義による説明が総論として不可欠である一方で、実際のパートナーシップの具体的な形態の多様性を見ると、個別的な事情を説明するための視点も必要となる。個々の事例の背景にある重要な要素は、国際的な安全保障上の要請である。マリや中央アフリカ共和国のような最近の国連PKOの事例を見ると、イスラム過激派勢力の反政府勢力に対して、国連・地域機構・フランス軍などが、それぞれの役割に応じた封じ込め政策をとっていることが一目瞭然である。中東ではアメリカなどが直接対応する形で「対テロ戦争」が遂行されてきたが、アフリカ大陸における「対テロ戦争」は、パートナーシップ平和活動によって分担されていると言わざるを得ない。安全保障面からの分析は不可欠である。

3. 研究の方法

本研究では、国際立憲主義から見たパートナーシップ平和活動の意義を明らかにするために、文献渉猟を中心とする理論分析・国際情勢分析と、海外調査を通じた聞き取り作業を中心とする

組織政策・個別事例分析とを、効果的に組み合わせることを目指した。海外調査にあたっては、まず国連、AU、EUの三者の組織的な政策立案・実施状況を把握した。加えて、アフリカの準地域機構である ECOWAS に対する調査も行った。実際の活動の現場としては、比較的治安が落ち着いているマリを典型例として調査対象とした。多様な国際機関本部と平和活動の現場の双方を調査対象とすることによって、複合的な視点でパートナーシップを分析した。

本研究では、文献調査、組織調査、活動調査を三つの大きな領域と位置づけ、それぞれを有機的に発展させることを心がけた。さらに、それぞれの領域内で、やはり有機的な相互連関を見せる重要分野設定をする体系的な調査方針を確立した。これによって理論・政策・実情をふまえた総合的なパートナーシップ国際平和活動の検討を行った。

・文献調査(理論)・・・「パートナーシップ平和活動」に関する文献について、「国際立憲主義」および「対テロ戦争」の関連性も十分に意識しながら、あらためて渉猟した。国際(地域)機構による活動の情報も、継続的に確認した。海外調査を通じて入手することを試みた。多種多様な文献資料についても、研究期間を通じて渉猟した。把握した理論動向、組織事情、活動状況などを、本研究の問題関心にそって、海外調査でさらに発展させた。

・組織調査(政策)・・・国連本部では平和活動局を中心に、パートナーシップ平和活動の政策的位置づけや課題について、具体的な情報を調査した。AU および ECOWAS の本部においては、平和安全保障アーキテクチャーの運用方針とパートナーシップの関係を中心に、具体的な情報を調査した。EU 本部においては、アフリカに展開してパートナーシップを発展させることの政策的意味について詳しく把握するための調査を行った。それぞれの機関で担当部署の職員に対する聞き取り調査を行うが、政策立案のみならず、活動実施担当部署に対しても調査を行うことによって、それぞれの組織内の見解を総合的に吸収することに努めた。

・活動調査(実情)・・・パートナーシップ型の平和活動に関しては、国連職員やアフリカの研究協力者と協働しながら、国際(地域)組織職員、現地政府職員、市民社会団体関係者、現地研究者らに対する調査を行った。調査にあたっては、MINUSMA のマリや UNSOS のソマリア(ケニアのナイロビ)に力点を置ながら、パートナーシップ平和活動が展開する組織の現場の職員および関係する現地政府等の関係者や地域住民の見解を吸収することに努めた。

4. 研究成果

(1) 全般的整理 パートナーシップ平和活動の萌芽的な動きは 1990 年代にあった。1995 年 Dayton 合意を受けて始まったボスニア・ヘルツェゴビナにおける平和構築のプロセスにおいて、国連は存在感を見せられなかった。ボスニア紛争中の行動によって、国連の威信が紛争中に著しく低下していたためである。そこで Dayton 合意を通じては、NATO (North Atlantic Treaty Organization [北大西洋条約機構]) や OSCE (Organization for Security and Cooperation in Europe [欧州安全保障協力機構]) や EU などのヨーロッパの地域機構に重要な責務を担わせる仕組みが取られた。さらにはヨーロッパ諸国が中心となって運営する OHR (Office of High Representative [上級代表事務所]) という新しい国際機関まで設立して国連主導の平和構築の回避する方法もとられた。この傾向は、コソボに対して NATO の軍事介入が行われた後、EULEX (EU Rule of Law Mission [EU 法の支配ミッション]) など地域機構主導で平和構築のプロセスが進展したことによって、一層顕著なものになった。

アフリカ大陸では、1990 年代に、ECOWAS (Economic Community of West African States [西アフリカ諸国経済共同体]) が、リベリアやシエラレオネに ECOMOG (ECOWAS Monitoring Group) という形で軍事介入を行った後、国連が PKO ミッション (1999 年から UNAMSIL: United Nations Mission in Sierra Leone、2003 年から UNMIL: United Nations Mission in Liberia) を設立して引き継ぐという事例が作られていたことは重要だろう。

アフリカ大陸では、ハイブリッド・ミッションと呼ばれる 2007 年以降の UNAMID (African Union/United Nations Hybrid operation in Darfur) を革新的な事例として、国連と AU の連携は多岐にわたる広範なものとなっている。すでに 2003 年の AMIB (African Union Mission in Burundi) が 2004 年に ONUB (United Nations Operation in Burundi) に引き継がれるという事例もあった。なお ECOWAS は、2013 年にギニアビサウに介入して ECOMIB (ECOWAS Mission in Guinea-Bissau) を形成した。また 2017 年には、ガンビアに介入し、ECOMIG (ECOWAS Mission in Gambia) を設立した。

西アフリカでは ECOWAS (西アフリカ諸国経済共同体) が国連や AU と連携しながら活発な平和活動を行ってきている。2013 年に設立された MINUSMA (United Nations Multidimensional Integrated Stabilization Mission in Mali) は、ECOWAS が組織した AFISMA (African-led International Support Mission to Mali) の活動を継承して設立されたものである。MINUSCA (United Nations Multidimensional Integrated Stabilization Mission in the Central African Republic) は、AU による MISCA (Mission internationale de soutien à la Centrafrique sous conduite africaine) の機能を継承して設立された。ソマリアでは国連 PKO の展開が果たされないまま、AU による AMISOM (African Union Mission in Somalia) が 2007 年から活動しているが、国連は 2009 年から UNSOA (United Nations Support Office for AMISOM)、2015 年から UNSOS (United Nations Support Office in Somalia) を通じて、2013 年に設立された政治ミッションである UNSOM (United Nations Assistance Mission in Somalia) とともに、側面からの支援を行っている。

コンゴ民主共和国で展開している MONUSCO (UN Organization Stabilization Mission in the Democratic Republic of the Congo)には、2013 年から FIB (Force Intervention Brigade)という特別な軍事機能をもった部隊が付与されている。この FIB を形成したのは、実態として、SADC (Southern African Development Community)の構成国である。コンゴ民主共和国を含む準地域機構の介入行動を、国連 PKO の仕組みの中に取り込んだのが、FIB の事例であった。また、UNMISS (UN Mission in the Republic of South Sudan)の中には、IGAD (Intergovernmental Authority on Development) の WVM (Monitoring and Verification Mechanism) の機能が置かれているが、紛争調停の機能を準地域機構が担う場合、国連がそれを支援する、というパターンの一つの明晰な事例である。その他、対テロ戦争の流れの中で、AU は、大湖地方において RCI-LRA (Regional Co-operation Initiative for the elimination of the Lord's Resistance Army)を設置して LRA 対策を進め、西アフリカでは EU との共同行動として MNJTF (Multinational Joint Task Force)をボコハラム対策を目的にして設立した。

これらのパートナーシップの多様な事例に、統一的な基準といったものがあるわけではないが、時系列的な連携・機能的な連携といったパターンで分類することが可能である。時系列的 (sequential) な連携とは、地域機構が先行して展開した後、国連が菌活動を引き継ぐ、というパターンである。MINUSMA や MINUSCA といった大規模な国連 PKO ミッションにつながった最近の事例は、このパターンの典型例であると言える。機能的 (functional) な連携とは、国連と地域機構・準地域機構が機能に応じた役割分担を行い、同時に活動するパターンである。UNMISS が平和維持活動を行いながら、IGAD が調停にあたる南スーダンの事例などを、このパターンの事例として分類することができるだろう。なお UNAMID において見られるハイブリッド型のパートナーシップは、極めて特殊な事例であり、その困難さから、今後踏襲されていく可能性は乏しいとされる。

(2)地域格差 パートナーシップ PKO の進展は、主にアフリカにおいてのみ顕著である。現在、アフリカ大陸には、国連 PKO の約 8 割の要員が派遣されており、国連 PKO にとってもアフリカの重要性は計り知れない。その状況の中で、パートナーシップ PKO は展開してきた。国際平和活動の地域的な格差は、武力紛争発生状況の地域的な格差を反映したものであり、また現代国際政治の地政学的な状況を反映したものである。

中東では平和活動に機能的に従事する地域機構がないのが実情である。中東は国際的な平和活動の真空地帯になってしまっている。「対テロ戦争」の中心地である中東では、国際的な平和活動が手を施せない状態に陥っているということである。

この事情は、アフガニスタンを含む南アジアにかけての地域にも相当程度あてはまる。アフガニスタンをめぐる戦争がいかにも長引いているとしても、本格的な調停活動に乗り出す地域機構は存在しない。SAARC (South Asian Association for Regional Cooperation [南アジア地域協力連合]) はまだ平和活動を行っているとは言えない。

東南アジアでは、異なる事情から、地域機構の平和活動は必ずしも活発ではない。この地域では武力紛争の数そのものが減少してきており、地域全般の安定化の流れと、ASEAN (Association of South East Asian Nations [東南アジア諸国連合]) 諸国を中心とした国々の飛躍的な経済発展によって、国連が介入する必要性を失い始めている地域である。

北東アジアでは、朝鮮半島をめぐる戦争の構造が解消されておらず、武力紛争が発生していない代わりに、地域的なイニシアチブで国際的な平和活動を推進するような情勢にない。

このように地域それぞれの事情を反映しながら、国際平和活動は地域ごとに明白に異なる状況を作り出してきている。国連と地域機構との分業・協働が推進されているヨーロッパとアフリカでは数々の国際平和活動が展開している一方で、その他の地域では国際平和活動は停滞している。しかも推進の場合でも、停滞の場合でも、地域ごとに実際の様子は異なっている。現代世界の国際平和活動は、ヨーロッパ、アフリカ、中東、南アジア、東南アジア、東アジア、というように地域ごとに分化して論じていくのでなければ、状況を把握することができないものとなってしまうのである。

こうした事情の背景には、そもそも現代世界の武力紛争の分布に大きな地域格差がある、という事情がある。世界を大きな地域に分けて見るならば、紛争が多発しているのは、アジアからアフリカにかけての地域であり、特に南アジアから中東・北アフリカ・東アフリカ・大湖地域アフリカをへて西アフリカに至る地域である。ヨーロッパや南北アメリカ州でも紛争状況がないわけではないが、相対的には数は著しく少ない。今日の世界では、紛争多発ベルト地帯と言ってもよい特定地域があり、そこでは数多くの非常に甚大な紛争が起こっているが、それ以外の地域では紛争状況はそれほどまでには深刻ではない。

国連が「パートナーシップ」を重要視する背景には、国連だけで全世界の紛争対応のニーズにこたえることはできない、という認識がある。今日では、ニーズに少しでもこたえるために、関与する準備のある周辺国を取り込み、「パートナーシップ」を基盤にして国連も平和活動を行っていかねばならないこと、行っていくべきことが、一つの大きな政策的方向性として確立されている。

(3)国連憲章体制 今日の状況が、国連憲章が想定する国際安全保障の仕組みから逸脱したものかと言えば、それは必ずしもそうではない。国連憲章第 8 章は、「地域的取極」に、あえて国連憲章上の地位を与えるための規定からなる。52 条は、「国際の平和及び安全の維持に関する事項で地域的行動に適当なものを処理するための地域的取極又は地域的機関が存在すること」

を、「国際連合の目的及び原則と一致する」限り認める。むしろ「国際連合加盟国は、地方的紛争を安全保障理事会に付託する前に、この地域的取極または地域的機関によってこの紛争を平和的に解決するようあらゆる努力をしなければならない」。そして「安全保障理事会は、関係国の発意に基くものであるか安全保障理事会からの付託によるものであるかを問わず、前記の地域的取極又は地域的機関による地方的紛争の平和的解決の発達を奨励しなければならない」。53条によれば、「安全保障理事会は、その権威の下における強制行動のために、適当な場合には、前記の地域的取極または地域的機関を利用する」。この利用にあたっては、安保理の許可が条件となるが、その前提として、安保理は「常に充分に通報されていなければならず、つまり安保理と地域的取極または地域的機関」は、密接に連動して活動するのである。

8章が示しているのは、国連憲章制定当初から、地域機構は、国連が標榜する「国際の平和と安全の維持」に不可欠な役割を担うものとして想定されていた、ということである。国連と地域機構は決して対立するものではなく、あるいは別々の領域で交わらずに活動するものでもなく、むしろ連携して共通の「国際の平和と安全の維持」のために活動するものだとして想定されていた。地域機構の活用は、むしろ国連憲章体制の回復なのである。

(4)国際立憲主義との関係 パートナーシップ平和活動が発達していないアジアでは、飛躍的な経済発展を背景にして、地域内諸国による二国間援助を累積した上で、当該国の管轄権を強調した介入主義の度合いが低い平和構築活動が実施される傾向が強い。中東を中心とするイスラム圏では、より一層欧米的な価値規範および外部からの介入行動に対する敵対意識が強い。そのため、国際平和活動の実績がほとんど見られない。このように考えると、アフリカでパートナーシップ平和活動が盛んなのは、独力で紛争解決を行う基盤が弱い一方で、介入行動に対して寛容である土壌があるからだとと言える。(準)地域機構の実力に限界がある一方で、人権や法の支配といった国際的に権威ある価値規範に対する親和性の度合いは比較的高いのである。

代表的な例をあげれば、現在の国連PKO活動のほとんどに、国連憲章7章の強制措置の権限がかかっているが、それはあくまでも「文民保護(PoC)」(及び国連要員の保護)のマンダートの遂行に関する限りにおいてである。そこには国際人権法・人道法を具体的な法規範とする自由主義的な価値規範の至高性に対する信奉がある。国境を越えた立憲主義と描写される規範意識の共有性が、国連と(準)地域機構のパートナーシップという変則的な活動体系の基盤となりうるのである。

(5)国際安全保障との関係 「パートナーシップ」平和活動の流れは、国際安全保障の基本構造にそったものである。国連は数多くの加盟国の資源を動員し、より普遍性の高い活動を行うべきところで介入が要請される。それが困難だったり、不適切であったりする場合には、個別の国家、または地域機構などが、対応を求められる。これら国連・地域機構・主権国家の「三層」(地域機構・準地域校の組み合わせは無限なので実際には単純に「三層」ではないが)の取り組みの間に、あえて矛盾を見つけ出さなければいけない理由はない。三層が、それぞれ別個の活動を行いつつも、共通の目標をもって、共通の価値観にもとづいて、一体性のある活動を行うことは、もちろん決して不可能ではない。

このような重層的な国際安全保障体制が近年になって発達した背景には、国際平和活動の内容の重層性がある。国連は、ガバナンス支援などの包括性のある平和構築活動に秀でており、人的・財政的資源の動員にも特性がある。他方で、テロ組織掃討作戦などの常態的に武力行使を伴う活動には適していない。そこで分業体制が模索されることになる。パートナーシップ平和活動は、重層化する国際安全保障環境を基盤にしているが、それはまさに多様なアクター間の連携を前提にしながら進められる重層的な国際平和活動の拡大を遂行するためである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 篠田英朗	4. 巻 20
2. 論文標題 重層化する国際安全保障と国連平和活動の変容	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国連研究	6. 最初と最後の頁 29-52
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Hideaki Shinoda	4. 巻 666
2. 論文標題 国連と法の支配の現在	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 国際問題	6. 最初と最後の頁 6-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 篠田英朗	4. 巻 6
2. 論文標題 アフリカ諸国による国際刑事裁判所（International Criminal Court: ICC）脱退の動きの国際秩序論の視点からの検討	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 国際関係論叢	6. 最初と最後の頁 25-45
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Hideaki Shinoda	4. 巻 39
2. 論文標題 Political Implications of the "Withdrawal Strategy" of African States from the International Criminal Court (ICC)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Hiroshima Peace Science	6. 最初と最後の頁 印刷中
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Hideaki Shinoda	4. 巻 18
2. 論文標題 Peacebuilding and State-building from the Perspective of the Historical Development of International Society	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 International Relations of the Asia-Pacific	6. 最初と最後の頁 25-43
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件(うち招待講演 0件/うち国際学会 2件)

1. 発表者名 Hideaki Shinoda
2. 発表標題 Violence, Conflicts and Peacebuilding
3. 学会等名 World Social Science Forum (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Hideaki Shinoda
2. 発表標題 Why almost only in Africa can we find such responses to armed conflicts as UN Peacekeeping Operations and International Criminal Court investigations?
3. 学会等名 International Peace Research Association (国際学会)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 藤重博美・上杉勇司・篠田英朗ほか	4. 発行年 2018年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 272
3. 書名 国際平和協力入門:国際社会への貢献と日本の課題	

1. 著者名 藤重博美・上杉勇司・古澤嘉朗・篠田英朗ほか	4. 発行年 2019年
2. 出版社 ナカニシヤ出版	5. 総ページ数 252
3. 書名 ハイブリッドな国家建設	

1. 著者名 落合雄彦・篠田英朗ほか	4. 発行年 2019年
2. 出版社 晃洋書房	5. 総ページ数 336
3. 書名 アフリカ安全保障論入門	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----